

原子力機構 大洗研究開発センターの燃料研究棟における 作業員の身体汚染に係る立入調査結果について

平成29年6月8日
生活環境部防災・危機管理局原子力安全対策課

平成29年6月6日に国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センターの燃料研究棟108号室（管理区域）で発生した核燃料物質等の飛散に伴う作業員の身体汚染について、県は、6月7日に関係8市町村とともに、下記のとおり立入調査を実施しました。

1 実施日時

平成29年6月7日（水）14時00分 ～ 16時45分

2 実施者

県（3名）、大洗町（1名）、銚田市（2名）、水戸市（2名）、ひたちなか市（2名）、茨城町（2名）、小美玉市（1名）、東海村（2名）、那珂市（2名）

3 立入調査結果

（1）確認箇所

燃料研究棟 現場指揮所 他（108号室は、立入制限区域のため入域不可であり、監視カメラにより、内部の状況を確認）

（2）施設の安全確保等の状況

以下のことについて、聞き取りや記録等で確認した。

- ・ 108号室の出入口に目張り等の汚染拡大防止措置が講じられていること。
- ・ 事象発生後の作業員の入退室の際は、設置したグリーンハウス内で除染等を行うなどの拡大防止措置が講じられていること。
- ・ 廊下（108号室以外）に汚染が拡大していないこと。
- ・ 監視カメラにより108号室内の状況を常時確認できること。
- ・ 現場確認にあたる作業員について、汚染等防止のため、全身を防護して、全面マスク、エアボンベ着用のうえ、作業していること。
- ・ 排気モニタ、モニタリングポストの値に異常がなく、環境への影響は認められないこと。

4 要請事項

- ・ 事故に関する情報提供にあたっては、迅速性並びに正確性を意識すること。
- ・ 原因究明の進捗、作業員の被ばくの状況等について、適宜、情報提供すること。

5 今後の予定

原因究明及び作業員の被ばく状況等の調査の進展に応じて、関係市町村とともに立入調査等により確認していく。